

ストックオプション（新株予約権）の払込金額等決定に関するお知らせ

当社は、平成18年7月31日開催の取締役会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対するストックオプションとして2種の新株予約権（中期インセンティブとしてのストックオプションおよび長期インセンティブとしてのストックオプション）の募集を行うことを決議（同日公表）いたしました。

これら2種の新株予約権について、中期インセンティブとしてのストックオプションに関する募集新株予約権の総数および募集新株予約権の払込金額、ならびに長期インセンティブとしてのストックオプションに関する募集新株予約権の総数が本日決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 中期インセンティブとしてのストックオプション

1. 募集新株予約権の総数

当社の取締役	9個
当社の取締役を兼務しない執行役員	12個

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 1,000株

2. 募集新株予約権の払込金額

2,204円（新株予約権1個当たり2,204,000円）

当払込金額は、Hull-White型の修正二項モデルにより、割当日の終値を用いて算定された新株予約権の公正価値である。

II 長期インセンティブとしてのストックオプション

1. 募集新株予約権の総数

当社の取締役	67個
当社の取締役を兼務しない執行役員	74個

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 1,000株

【ご参考】平成18年7月31日の取締役会で決議（同日公表）した2種のストックオプションについて

I 中期インセンティブとしてのストックオプション

当社の取締役および執行役員が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた中期インセンティブとしてのストックオプションを、平成18年度においても当社の取締役および執行役員に対して付与しました。

なお、当募集新株予約権は、割当日における公正な評価額を払込金額としており、当社は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として、その払込金額と同額の報酬を取締役および執行役員に対して付与することとしております。

1. 募集新株予約権の割当対象者

平成18年4月1日付で、取締役のうち執行役員としての役位が昇格した3名、および取締役を兼務しない執行役員のうち新たに執行役員に就任した3名

2. 募集新株予約権の総数〔本日決定〕

当社の取締役 9個

当社の取締役を兼務しない執行役員 12個

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 1,000株

3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

1円（新株予約権1個当たり1,000円）

4. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで

5. 募集新株予約権の払込金額〔本日決定〕

2,204円（新株予約権1個当たり2,204,000円）

6. 募集新株予約権を割り当てる日

平成18年8月23日

II 長期インセンティブとしてのストックオプション

当社の取締役および執行役員が株主と利益意識を共有することを主眼に、長期的な株主価値の増大と報酬を連動させるとともに、優秀な人材を確保し資生堂グループ全体の企業価値向上に資するため、平成18年度においても当社の取締役および執行役員に対してストックオプションを付与しました。

1. 募集新株予約権の割当対象者

当社の社外取締役を除く取締役7名、および取締役を兼務しない執行役員16名

2. 募集新株予約権の総数〔本日決定〕

当社の取締役 67個

当社の取締役を兼務しない執行役員 74個

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数 1,000株

3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

〔平成18年8月23日決定（同日公表）〕

2,300円（新株予約権1個当たり2,300,000円）

4. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月1日から平成28年7月30日まで

5. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

6. 募集新株予約権を割り当てる日

平成18年8月23日

以上